

# 宇治市・久御山町暴力追放対策協議会 会則

## (名称及び事務局)

第1条 本会は、宇治市・久御山町暴力追放対策協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を宇治市役所に置く。

## (目的)

第2条 協議会は、宇治市及び久御山町における暴力犯罪を一掃するため、民警一体の暴力排除活動を推進するとともに、暴力排除に対する地域住民の自発的な協力援助を推進することを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 暴力団及び常習として暴力をふるうものの動静について行政、警察及び関係団体等との情報交換
- 2 暴力排除に関する啓発活動
- 3 警察が行う暴力排除活動に対しての協力援助活動
- 4 関係諸官庁等との協力体制づくり
- 5 公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとの協力活動
- 6 会員の研修活動
- 7 その他前条の目的達成のために必要な事業

## (会員)

第4条 宇治市及び久御山町において協議会の目的に賛同し、その事業を達成するために協力援助のできる企業及び団体等の代表者を会員とする。

## (入会)

第5条 協議会に入会を希望するものは、入会申込書を事務局に提出した上、役員会の承認を得るものとする。

## (役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

( 役員 の 選 出 )

- 第 7 条 会長は、宇治市長とする。
- 2 副会長は、会長が指名する。
  - 3 理事及び監事は、総会において選出する。
  - 4 再任は、妨げない。

( 役員 の 任 務 )

- 第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
  - 4 監事は、協議会の経理を監査する。

( 任 期 )

- 第 9 条 役員 の 任 期 は 2 年 と する。
- 2 補欠又は増員により選出された役員 の 任 期 は、前任者又は他の役員 の 残 任 期 間 と する。

( 顧 問 )

- 第 10 条 協議会 の 事 業 を 推 進 す る た め に 顧 問 を 置 く こ と が で き る 。

( 会 議 )

- 第 11 条 協議会 の 会 議 は、総会 及 び 役 員 会 と し、会 長 を そ の 議 長 と する。
- 2 総会は、定期総会 及 び 臨 時 総 会 と する。
  - 3 定期総会は、毎年 1 回、会長が招集する。
  - 4 臨時総会 及 び 役 員 会 は、必要に応じて会長が招集する。

( 総 会 議 決 事 項 )

- 第 12 条 総会 の 議 決 を 要 す る 事 項 は、次 の と お り と する。
- 1 事業計画に関する事 項
  - 2 予算に関する事 項
  - 3 事業報告に関する事 項
  - 4 決算に関する事 項
  - 5 会則の改正等に関する事 項
  - 6 その他重要な事 項

( 役 員 会 議 決 事 項 )

- 第 13 条 役 員 会 の 議 決 を 要 す る 事 項 は、次 の と お り と する。
- 1 総会議決事項の議案に関する事 項

- 2 協議会の事業の具体的執行に関する事項
- 3 その他必要な事項

( 議決 )

第 14 条 総会及び役員会は、定数の過半数の出席をもって成立する。この場合において、委任状による代理人( 会員資格のある者に限る。)により議決権を行使する者は、これを出席者とみなす。

( 部会 )

第 15 条 協議会は、暴力排除に関し必要な場合、部会を置くことができる。

( 運営費 )

第 16 条 協議会の運営費については、会費等をもって充てる。

( 会計年度 )

第 17 条 協議会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。ただし、設立年度については、この限りでない。

( 守秘義務 )

第 18 条 会員は、協議会の活動を通じて知り得た秘密事項については、これを会員以外の者に漏らしてはならない。

( その他 )

第 19 条 その他必要な事項は、会長が総会又は役員会にはかり別に定める。

付 則

この会則は、平成 5 年 7 月 2 8 日より実施する。